

2024年7月から

「中野市空家等対策に関する条例」 が施行されます

「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、特定空家等の代執行が認められておりますが、緊急対応が必要な場合や、とびらや窓を閉めるなど軽微な対応で済む場合では、慎重な手続きが求められています。

法律のみでは手続きに掛かる時間やコストから、こうしたケースに速やかに対応するのは困難でしたが、新たに条例を定め、空き家対策の実効性・迅速性を高めるものです。

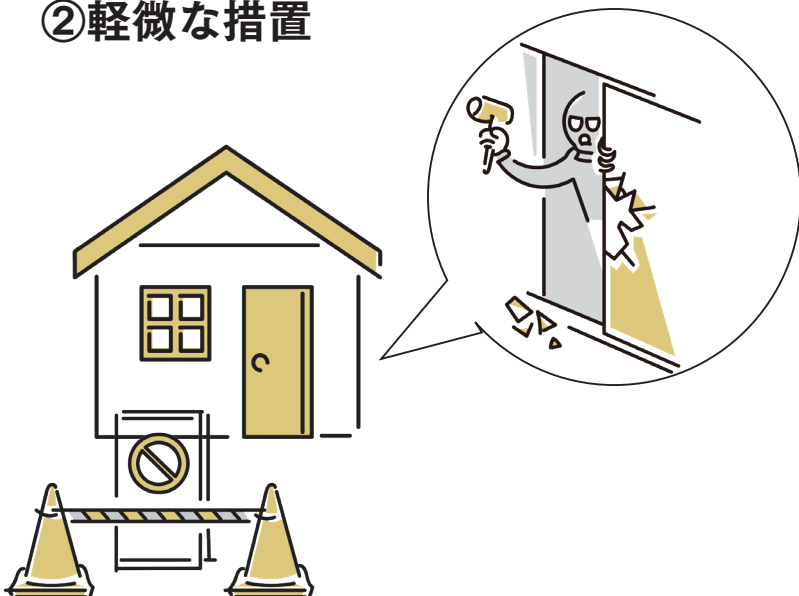
「中野市空家等対策に関する条例」の主な内容

①緊急措置

空き家が地域のみなさまに重大な危害を及ぼすおそれがあり、かつ、その所有者・管理者に措置を行わせる時間的余裕がなく、緊急対応が必要な場合等に限り、市は、必要最小限の緊急措置を行ないます。なお、必要最小限とは、特定空家等の行政代執行を行うまでの安全確保を行う程度のものであります。また、発生した費用は、後日、空き家の所有者・管理者に納付命令を行うこととなります。



②軽微な措置



「空き家を適切に管理する責任」は所有者・管理者にあります。

しかし、防犯、防災の観点から危険な状態と判断した場合、市が必要に応じて以下の措置を行います。

1. とびらや窓の閉鎖
2. 立ち入り禁止の表示
3. 空き家からの落下物などの移動